#### 1 目的

本市におけるシティプロモーション事業は、「周南市まちづくり総合計画後期基本計画」及び「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、位置づけ、事業展開を図っている。

後期基本計画においては、魅力ある様々な地域資源等を広く市内外に訴求し、人・物・金・情報など、地域にとって資源となるものを確保・獲得するシティプロモーション活動を通じて、まちの認知度・好感度・価値の向上を促進し、持続可能なまちづくりを進めることとし、総合戦略においては、関係人口の創出、拡大を推進施策として、シティプロモーションの推進に取り組むこととしている。

こうしたことを踏まえ、シティプロモーション事業は、「ここから、こころつながる。 周南市」をキャッチコピーとして、関係人口100万人ネットワークの構築を目指し、 市民と行政が連携して進め、SNS等を活用した効果的な情報発信、関係人口拡大のた めのプラットフォームの運用などにより、関係人口の創出・拡大やシビックプライドの 醸成につなげていくこととする。

# 2 業務の概要

(1) 業務名

周南市シティプロモーション推進業務委託

(2)業務内容

別紙「周南市シティプロモーション推進業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり。

(3)委託期間

令和3年8月1日から令和4年3月31日

(4) プロポーザルの方式 公募型プロポーザル

(5) 提案上限額

9,000,000 円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すもので はない。

# 3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用 する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出日時点において、令和2・3年度「周南市競争入札参加資格者名簿 (業務委託)」の(大分類) 6「企画・製作」の(小分類) 8「ホームページ作成」 に登録がされていること。

- (3) 参加表明書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から 受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号) 別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

### 4 スケジュール

(1)	説明会参加届受付期限	令和 3 年 6 月 16 日 (水) ※17 時必着
(2)	説明会	令和 3年 6月 18日 (金) 10時 30分から
(3)	参加表明書受付期限	令和 3年 6月 22日 (火) ※17 時必着
(4)	参加資格確認結果通知	令和 3年 6月23日(水)までに電子メールにて
		通知
(5)	質問票受付期限	令和 3年 6月 25日 (金) ※17 時必着
(6)	企画提案書等受付期限	令和 3年 7月 12日 (月) ※17 時必着
(7)	プレゼンテーション	令和 3年 7月 16日 (金)
(8)	選定結果通知	令和 3年 7月 20日 (火) 発送予定

# 5 説明会の開催

(1) 開催予定日

令和3年6月18日(金)10時30分から11時30分まで

(2) 開催予定場所

周南市役所 庁議室(周南市岐山通1-1 周南市役所4階)

(3) 実施要領

ア 事業者の参加者は3人までとする。

イ 業務の内容について、仕様書に基づき説明(30分)、質疑(30分)を予定。

ウ 当日の質問及び回答については、本市ホームページで公開する。

(4)参加申込み

別紙 (様式2)「説明会参加届」を添付しEメールにて申込みのこと。なお、参加届 提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(5) 申込期限

令和3年6月16日(水)17時必着

# (6)参加資格

「3 参加資格」を満たしている事業者であること。

# 6 参加表明書の提出

(1) 提出書類と部数

参加表明書(様式3) 1部

(2) 提出先•提出方法

周南市シティプロモーション課へ直接持参、または郵送すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付してください。郵送事故等により参加表明書が提出先に到達しなかったことによる異議申し立てはできません。

(3) 提出期限

令和3年6月22日(火)17時必着

### 7 参加資格確認結果通知

参加表明書、企画提案書、参考見積書を提出した事業者に対し、令和3年6月23日 (水)までに電子メールにて参加資格の確認結果を通知する。

# 8 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問書を以下のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

別紙 (様式1)「質問票」に質問内容を添付しE メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 提出先

周南市シティプロモーション課 シティプロモーション担当

(3)受付期限

令和3年6月11日(金) 8時30分から令和3年6月25日(金)17時まで

(4)回答方法

質問受付後、随時全参加者へメールするとともに、本市ホームページで公開する。

### 9 企画提案書等の提出

(1)提出書類と部数

ア 企画提案書 正本1部 副本10部

様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4 サイズとすること。A3 の折込は可。 副本には、企画提案社の企業ロゴやブランド名など、企画提案社が認識できるも のを記載しないこと。別紙1「企画提案について」を参照のこと。

イ 参考見積書 正本1部 副本10部

様式は自由とするが、正本のみに企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を 押印すること。積算にあたっては周南市シティプロモーション推進業務委託仕様 書 6 業務項目の内容ごとに行い、それぞれの項目の内訳金額を記載すること。

(2) 提出先・提出方法

周南市シティプロモーション課へ直接持参、または郵送すること。

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付してください。郵送事故 等により企画提案書が提出先に到達しなかったことによる異議申し立てはできませ ん。

# (3) 提出期限

令和3年7月12日(月)17時必着

### 10 プレゼンテーション

以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

(1) 開催予定日

令和3年7月16日(金)13時30分から

(2) 開催予定場所

周南市役所 庁議室(周南市岐山通1-1 周南市役所4階)

(3) 実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとする。

イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの時間は1社50分以内(説明35分、質疑15分)を予定。

(4)機材について

プロジェクター、スクリーンは本市で用意するがパソコンその他必要な物品は参加 事業者が用意する。

(5) 注意点

プレゼンテーションにおいて、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、ロ頭で説明したりしないようにすること。

新型コロナウイルス感染状況により、プレゼンテーションをリモートで行う可能性がある。その際は別途連絡をすることとする。

# 11 審査方法

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションは本市が設置する「周南市シティプロモーション推進業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。) の委員が採点・審査する。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- (2) 審査委員1人当たり200点満点、審査委員7名による合計1,400点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で840点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- (3) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

- (4) 審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないこととする。
- (5) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

# 12 評価基準

企画提案書・プレゼンテーションを以下にしたがって評価する。別紙1「企画提案について」もあわせて参照すること。

評価項目	評価の内容	配点
方針・理解度	本市のシティプロモーションに対して会社 としての方針、考えがあるか。 本市の課題を把握できているか。	15点
業務実施体制	本市がシティプロモーション業務を推進するための支援を行う組織体系は整っているか。 業務運用スケジュールは妥当か。	25点
個人情報保護・ 情報セキュリティ	個人情報の取り扱いについて、方針があるか。 個人情報について漏洩、盗難を防ぐための対 策は十分か。	10点
シティプロモーション特設 サイトの制作、運用管理	コンセプト、コンテンツ案など本市と一緒に 制作してくれる会社であるか。デザインのテ イストは本市のシティプロモーションのイ メージにあっているか。集客の戦略やマーケ ティングに対しての考えがあるか。仕様書の 機能を開発できているか。ホームページの運 用にあたり、フォロー体制は充実している か。提案に独自性、新しさ、創造力、目的を 達成させるための工夫があるか。	60点
ファンクラブ (周南市こころつながる応 援隊) 運用管理	ファンクラブ会員拡大のための良い提案があるか。ファンクラブ活性化のための良い提案があるか。提案に独自性、新しさ、創造力、目的を達成させるための工夫があるか。	30点
周南市内でのシティプロモ ーション推進	市内でシティプロモーションの取組みを認知させる良い提案があるか。提案に独自性、新しさ、創造力、目的を達成させるための工夫があるか。	20点
市が行う シティプロモーション への支援	市民や市職員のクリエイティブな活動を推 進する講座を実施できるか。シティプロモー ションの取組みの認知度向上のためのリリ	20点

	ースを実施できるか。シティプロモーション	
	課とのミーティングは円滑に行えるか。	
独自提案	全体を通し本市のシティプロモーションを	10点
四日 (定条	推進するための独自提案はあるか。	
典田の立とは	企画提案内容に見合った適切な見積金額と	10点
費用の妥当性 	なっているか。	

# 13 結果の通知(予定)

令和3年7月16日(金)の審査において、もっとも優れた企画提案者として選定された 企画提案書の提出者に対し「特定通知書」により通知し、選定されなかった企画提案書の 提出者に対しては「非特定通知書」により通知する。また、通知後に本市ホームページで、 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由を公表する。

# 14 非特定理由の説明請求

非特定の通知を受けた参加事業者は、通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日 (ただし、休日を除く。)以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

- (1) 様式 自由(A4)
- (2) 提出先 周南市シティプロモーション課
- (3) 提出方法 持参または郵送 (期間内必着。郵送の場合は簡易書留)

### 15 契約に関する事項

# (1) 見積徴取の相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本事業に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、事業の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び契約が締結できない場合には、2番目に評価点の高い参加事業者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。

- ア 優先交渉権者が、本要領「3 参加資格」に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- イ 優先交渉権者が、特定後に本要領「16 失格事項のイ及びオ」に該当して失格と なったとき。
- ウ 優先交渉権者から見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- エ 優先交渉権者が本事業の契約を辞退したとき。

# (2) 事業の仕様および実施条件

- ア 本事業の仕様については、周南市シティプロモーション推進業務委託仕様書に 定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上、 定めるものとする。
- イ 本事業の仕様決定に当たり、最優秀者に対し事業の具体的な実施手法の提案等

を依頼することがある。

### 16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 「9 企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積額が提案上限額を超えている場合
- エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- オ その他本要項の定めに反した場合

### 17 その他

- (1) 参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責めを負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更を行う場合は、 提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を 行った書類を提出すること。
- (4)提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書等の追加、変更はできないものとする。
- (5) 企画提案書等の作成に当たっては、別紙1「企画提案について」の内容を確認の 上、作成すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (7)提出された企画提案書等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。 また、公表しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必 要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (8) 提案者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。
- (9) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (10) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号) に定める単位又は本市が認めた単位に限るものとする。
- (11) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとする が、様式の記載事項等は改変しないこと。また、特に定めのあるものを除き、各 様式の左側余白は30mm以上確保すること。
- (12) 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として 10 ポイント以上とすること。 ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
- (13) 本市からの疑義照会及び追加資料 提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の 内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることができる。

# (14) 契約手続等

選定した提案者との契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第15号)の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

# 18 担当課

担当:周南市シティプロモーション課シティプロモーション担当

住所: 〒745-8655 周南市岐山通 1-1

電話:0834-22-8238 FAX:0834-22-8224

E-mail:citypro@city.shunan.lg.jp